

熊本県農業信用保証制度円滑化対策事業実施要項

第1 目的

本事業は、農業関係制度資金の融通について、原則として融資対象物件以外の担保や第三者保証人に依存せずに、適切な経営改善のための計画を策定した担い手に対して、確実に機関保証を行う制度の確立を図るため、熊本県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）が積み立てる特別準備金に対して県が出えんを行うことにより、当該資金の融通の円滑化及び基金協会の財務基盤の強化を図ることを目的とする。

第2 定義

この要項において「農業関係制度資金」とは、次に掲げる資金（共同利用に供する施設に係るものを除く。）とする。

- 1 農業近代化資金 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する農業近代化資金
- 2 農業改良資金 農業改良資金融通法（昭和31年法律第102号）第3条第1項第2号に規定する融資機関が同号の規定に基づき株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）から資金の貸付けを受け貸し付ける同法第2条に規定する農業改良資金（農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）の施行前の農業改良資金助成法の定めるところにより貸し付けられた農業改良資金（以下「旧農業改良資金」という。）を含む。）
- 3 就農支援資金 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号。）附則第9条第1項に規定する施行日前に貸し付けられた就農支援資金（なお従前の例によるとされた就農支援資金を含む。）
- 4 日本公庫資金 農業協同組合又は農業協同組合連合会が、日本公庫から株式会社日本政策金融公庫法（平成19年5月25日法律第57号）別表第1の上欄8に係る下欄イからチまで、ネ又はナに掲げる資金の貸付けを受け、その貸付けの目的に従い、かつ、その貸付けと同一の条件で農業を営む者又はその組織する法人に対して貸し付ける資金
- 5 農業経営改善促進資金 農業経営改善促進資金融通事業実施要綱（平成6年6月29日6農経A第665号農林水産事務次官依命通知）第2に掲げる計画を達成するため、当該計画の認定を受けた同要綱第4の1に掲げる貸付対象者に対して貸し付ける資金
- 6 農業経営負担軽減支援資金 熊本県農業経営負担軽減支援資金融通措置要項第2に規定する農業経営負担軽減支援資金
- 7 畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）別添1第2に規定する大家畜・養豚特別支援資金（畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成25年2月26日付け24農畜機第4699号）の施行に伴い廃止された畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第5215号）別添1第3に規定する大家畜・養豚特別支援資金、畜産特別支援資金融通事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第5215号）の施行に伴い廃止された畜産特別資金融通事業実施要綱（平成21年4月1日付け21農畜機第287号）第3の2に規定する大家畜・養豚特別支援資金、畜産特別資金融通事業実施要綱の施行に伴い廃止された大家畜経営改善支援資金特別融通補助事業

- 実施要綱（平成 15 年 10 月 1 日付け 15 農畜機第 48 号）に規定する大家畜経営改善支援資金及び大家畜特別支援資金金融通事業実施要綱（平成 20 年 4 月 1 日付け 20 農畜機第 107 号）に規定する大家畜特別支援資金を含む。）、別添 1 第 3 に規定する酪農・肉用牛担い手緊急支援資金及び別添 1 第 4 に規定する畜産経営改善緊急支援資金金融通事業
- 8 家畜疾病緊急対策資金 熊本県家畜疾病緊急対策資金金融通措置要項第 2 に規定する熊本県家畜疾病緊急対策資金
 - 9 施設園芸緊急支援資金 熊本県施設園芸緊急支援資金金融通措置要項第 2 に規定する熊本県施設園芸緊急支援資金
 - 10 平成 24 年 7 月大水害対策緊急資金 平成 24 年 7 月大水害対策資金金融通措置要項第 2 に規定する平成 24 年 7 月大水害対策緊急資金
 - 11 平成 27 年台風被害等対策緊急資金 平成 27 年台風被害等対策農業資金融通措置要項第 2 に規定する平成 27 年台風被害等対策緊急資金
 - 12 平成 28 年熊本地震被害対策緊急資金 平成 28 年熊本地震被害対策農業資金融通措置要項第 2 に規定する平成 28 年熊本地震被害対策緊急資金
 - 13 平成 29 年台風被害等対策緊急資金 平成 29 年台風被害等対策農業資金融通措置要項第 2 に規定する平成 29 年台風被害等対策緊急資金
 - 14 新型コロナウイルス対策緊急支援資金 新型コロナウイルス対策農業経営安定資金金融通措置要項第 2 に規定する新型コロナウイルス対策緊急支援資金
 - 15 令和 2 年 7 月豪雨被害対策緊急支援資金 令和 2 年 7 月豪雨被害対策農業資金融通措置要項第 2 に規定する令和 2 年 7 月豪雨被害対策緊急支援資金
 - 16 農林漁業災害対策資金 農林漁業災害対策資金金融通措置要項第 2 に規定する農林漁業災害対策資金

第 3 事業の内容

この事業は、農業関係制度資金に係る債務の保証に関し次の要件を満たす場合に、当該保証の円滑化及び基金協会の財務基盤の強化を図るため、農業関係制度資金に係る特別準備金に県が予算の範囲内で出えんを行うことをその内容とする。

ただし、次の要件のうち、就農支援資金に係る(3)及び(4)については、別に定めるものとする。

- (1) 原則として融資対象物件以外の担保及び第三者保証人に依存せずに、適切な経営改善のための計画を策定した担い手に対して、確実に機関保証を行う制度を確立していること。
- (2) 被保証者ごとの通算保証残高が次の金額以下であること。
 - ① 個人 3,000 万円（認定農業者 3,600 万円）
 - ② 法人（任意団体を含む。） 6,000 万円（認定農業者 7,200 万円）
 - ③ 就農支援資金については①及び②にかかわらず、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則（平成 7 年農林水産省令第 3 号）第 4 条第 3 項に定める金額
- (3) 債権保全措置状況によって保証料水準に格差を設けていること（融資対象物件以外の担保がない場合は、融資対象物件以外の担保がある場合の 2 倍程度であること。）。

- (4) 基金協会と融資機関との間において締結する債務保証契約書において、毎年度、基金協会の負担に係る求償権償却額の10%に相当する金額を融資機関が基金協会に拠出することについて定めていること。
- (5) 農業協同組合等の貸出審査方針について年1回以上の打合せ会議を開催していること。
- (6) 代位弁済事故についての事故発生原因の分析と貸出審査能力の向上のための措置について年1回以上の打合せ会議を開催していること。

第4 特別準備金の積立て及び取崩しの基準

基金協会が積み立てる特別準備金の積立て及び取崩しの基準は、別紙のとおりとする。

第5 特別準備金の積立てに係る基金協会に対する出えんの額

- 1 第1に規定する特別準備金の積立てに係る基金協会に対する出えんの額は、第2に掲げる資金ごとに、前年12月末保証事故準備必要額（別紙「特別準備金の積立て及び取崩しの基準」に規定する「前年12月末保証事故準備必要額」をいう。以下同じ。）から、前年度末に積み立てた特別準備金の額に前年4月から12月までの償却求償権回収額（基金協会の取得分に限る。以下同じ。）を加算し、前年4月から12月までの特別準備金の取崩額を差し引いて得た額を控除した額（農業改良資金（旧農業改良資金に限る。）及び就農支援資金以外のものにあっては、2/3を乗じて得た額）（ただし、0より大きい場合に限る。）
- 2 本要領に基づく特別準備金への出えんと趣旨・目的を同じくする国又は関係機関から交付される補助金又は交付金等がある場合は、充当の優先度を勘案し、調整を行うことができるものとする。
- 3 第2で定義する出えん対象資金の償還及び求償権の償却が終了したとき（特別準備金を取り崩して償却する必要がなくなったとき。）は、当該資金に係る特別準備金の残余額は、他の資金に係る特別準備金に充当できるものとする。

第6 債務保証計画の提出

基金協会は、特別準備金の積立てを行うときは、債務保証計画（別紙様式第1号）を作成し、毎年2月15日までに県に提出しなければならない。

第7 基金協会の報告

- 1 基金協会は、当該出えん金を受領したときは、受領書を県に提出しなければならない。
- 2 基金協会は、特別準備金の積立て及び取崩しを行った場合は、翌年度の4月20日までに出えん金（特別準備金）異動報告書（別紙様式第2号）により県に報告しなければならない。

第8 経過措置

平成16年度以前において、農業信用保証制度円滑化対策事業実施要綱（平成15年4月1日付け14経営第7158号農林水産事務次官依命通知）に基づき、基金協会が積み立てた特別準備金は、この要項に定める特別準備金として積み立てたものとする。

第9 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要項は、平成18年2月10日から施行し、平成17年1月1日より適用する。

附 則

この要項は、平成21年1月6日から施行し、平成20年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年2月2日から施行し、平成22年10月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成23年12月19日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年9月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成26年7月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年11月2日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年4月28日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年7月31日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年3月9日から施行し、平成29年9月5日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年3月19日から施行し、令和2年3月9日から適用する。

附 則

この要項は、令和2年8月27日から施行し、令和2年7月21日から適用する。

附 則

この要項は、令和7年（2025年）6月6日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年（2025年）10月7日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年（2025年）12月23日から施行する。

特別準備金の積立て及び取崩しの基準

1 特別準備金の積立て

基金協会は、毎事業年度末において、次により計算される額を特別準備金として積み立てるものとする。

ただし、前年12月末における特別準備金の積立額が保証事故準備必要額を超える場合は、その超える額についても積み立てるものとする。

積立額 = 前年12月末保証事故準備必要額 + 本年1月から3月までの償却求償権回収額（基金協会の取得分に限る。） - 本年1月から3月までの取崩額

（注）

「前年12月末保証事故準備必要額」とは、次のアからウまでにより計算される額の合計額をいう。

ア 保証責任準備金見合分

（ア）独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の保険に付されているものにあっては、次の合計額

（前年12月末保証残高（実残） - 本年約定償還予定額）×6／1,000

（イ）信用基金の保険に付されていないものにあっては、次の合計額

（前年12月末保証残高（実残） - 本年約定償還予定額）×1／100

イ 求償権償却引当金見合分

（ア）信用基金の保険に付されているものにあっては、次の合計額

（前年12月末求償権残高（償却額を除く） - 保険金相当額（償却充当額を除く））×回収不能率*1

（イ）信用基金の保険に付されていないものにあっては、次の合計額

（前年12月末求償権残高（償却額を除く））×回収不能率*1

*1 回収不能率は、求償権の平均回収期間（おおむね10年程度）における累計回収額（元本）を基に次の計算例により算出する。

（平均回収期間を10年とした場合の計算例）

回収不能率 = 1 - (a + b + c) / 3

a = (10年前の代位弁済額の当期末までの回収累計（元本）) / (10年前の代位弁済額)

b = (11年前の代位弁済額の当期末までの回収累計（元本）) / (11年前の代位弁済額)

c = (12年前の代位弁済額の当期末までの回収累計（元本）) / (12年前の代位弁済額)

ウ 債務保証損失引当金見合分

（ア）前年12月末保証残高（実残）×自己リスク割合*2) ×各年度平均残高事故率*3 × (1 - 累計回収率*4)

（イ）大口保証案件（5千万円以上又は上位500件以上）に係る個別損失額

- * 2 自己リスク割合保険に付されているもの 30%
保険に付されていないもの 100%
- * 3 当該事業年度を含む 10 年間の残高事故率の平均値であり、各年度の代位弁済額（元本）／期首保証残高（実残）の平均値
なお、知事が特に必要と認めるときは、その他の方法により合理的に算出した率を用いることができる。
- * 4 当該事業年度を除く直近 10 年間の累計回収率であり、10 年間の累計回収額（元本）／10 年間の累計代位弁済額（元本）により算定

2 特別準備金の取崩し

特別準備金は、次の経費に充てる場合に限り取り崩すことができるものとする。

ただし、イの経費については、アの求償権の回収に係る経費であって、当該求償権の償却に当たり取り崩すものに限るものとする。

ア 求償権の償却に要する経費

イ 求償権の回収に当たり求償債務者が負担すべき費用であって、求償債務者から支払を受けることができないものの支払に要する経費（ただし、求償権の回収金の信用基金に対する納付に際し、当該納付すべき額から控除された費用を除く。）